

# 安全で安心な畜産物を安定的に供給するため 予防接種に努めましょう！

経営規模の大型化、家畜及び畜産物流通の広域化などに伴い、家畜伝染性疾病の発生は多様化、複雑化し、発生農場のみならず周辺地域に甚大な影響を及ぼします。このため、協会は国及び県の指導に基づき、市町村、畜産関係団体等の協力のもと、市販の動物用ワクチンを用いて家畜伝染性疾病の予防注射を積極的に実施しています。

## 1 事業の仕組み（別紙実施体制図）

市町村、JA、家畜診療所等により自衛防疫推進班を組織し、家畜保健衛生所の指導のもと、予防接種計画、連絡調整、予防接種を実施しています。協会は、ワクチンの手配、手数料徴収、医薬品販売会社に対する代金及び指定獣医師に対する技術料の支払いを行っています。

## 2 取り扱っているワクチン

牛関係・・・15種類（うち補助対象 国庫3種類、県費5種類）

豚関係・・・13種類 鶏関係・・・2種類



## 3 ワクチン接種に対する助成（定額）

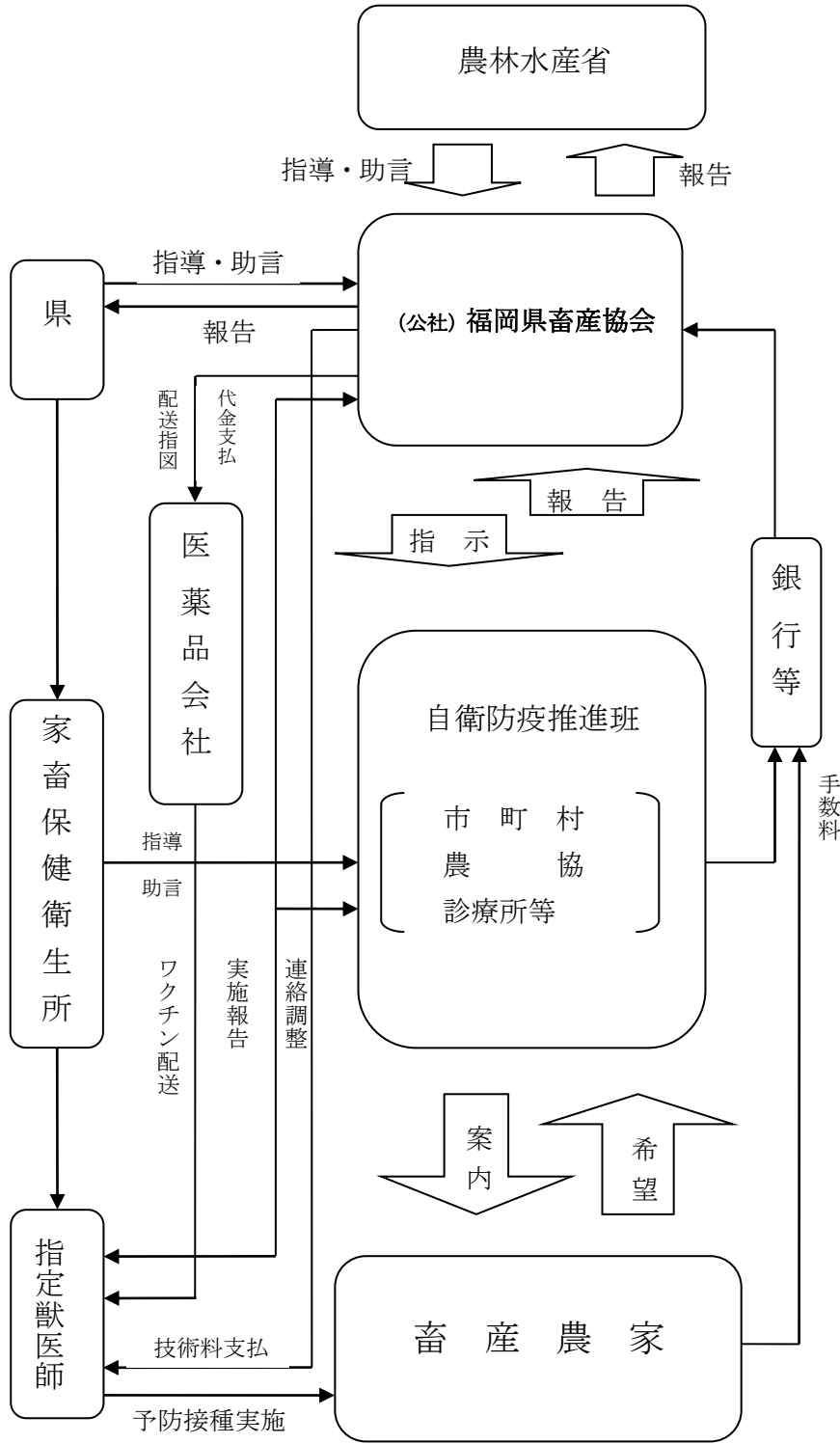
国庫補助・・・アカバネ病関連ワクチン（128円）

県費助成・・・牛呼吸器病5種、6種混合ワクチン（157円）  
炭疽ワクチン（42円）

## 4 獣医師往診料の助成（定額）

1日の技術料が12,850円以下の場合、1,280円支払います。

# 自衛防疫に係る実施体制図



県畜産協会は、国と県と協議の上、事業実施主体として具体的計画を立案・実行します。

自衛防疫推進班には、地域における予防接種計画の集約・実施日程・連絡調整・立会・手数料徴収及び実施計画等お願いしています。

自衛防疫推進班から農家に予防接種の計画案内、農家等から予防接種の希望が挙げられます。